

# 1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 1 8 年第 1 回有田川町議会臨時会)

平成 1 8 年 2 月 2 1 日

午前 9 時 3 0 分開議

於議場

日程第 1 常任委員会委員の選任

日程第 2 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 1 諸般の報告

追加日程第 2 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
有田川町役場の位置を定める条例他 1 9 8 件の  
条例の制定について

追加日程第 3 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
有田川町の指定金融機関の指定について

追加日程第 4 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理  
及び執行を和歌山県から受託することについて

追加日程第 5 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
有田地方介護認定審査会に加入することについ  
て

追加日程第 6 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 1 7 年度有田川町一般会計暫定予算につい  
て

追加日程第 7 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 1 7 年度有田川町住宅新築資金等事業特別  
会計暫定予算について

追加日程第 8 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 1 7 年度有田川町国民健康保険事業特別会  
計暫定予算について

追加日程第 9 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 1 7 年度有田川町老人保健事業特別会計暫  
定予算について

追加日程第 10 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 1 7 年度有田川町介護保険事業特別会計暫  
定予算について

追加日程第 11 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 1 7 年度有田川町簡易水道事業特別会計暫

定予算について

- 追加日程第 12 報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町農業集落排水事業特別会計  
暫定予算について
- 追加日程第 13 報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町簡易排水事業特別会計暫  
定予算について
- 追加日程第 14 報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町浄化槽事業特別会計暫定  
予算について
- 追加日程第 15 報告第 14 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会  
計暫定予算について
- 追加日程第 16 報告第 15 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町特別養護老人ホーム等事  
業特別会計暫定予算について
- 追加日程第 17 報告第 16 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町公共下水道事業特別会計  
暫定予算について
- 追加日程第 18 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会  
計暫定予算について
- 追加日程第 19 報告第 18 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町粟生財産区会計暫定予算  
について
- 追加日程第 20 報告第 19 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町城山山林財産区会計暫定  
予算について
- 追加日程第 21 報告第 20 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町八幡山林財産区会計暫定  
予算について
- 追加日程第 22 報告第 21 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町安諦山林財産区会計暫定  
予算について
- 追加日程第 23 報告第 22 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 17 年度有田川町水道事業会計暫定予算に  
ついて

追加日程第 24 議案第 1 号 有田川町議会政務調査費の交付に関する条例の制定について

追加日程第 25 議案第 2 号 有田川町地域振興基金条例の制定について

追加日程第 26 議案第 3 号 和歌山地方税回収機構の設立について

追加日程第 27 議案第 4 号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について

追加日程第 28 議案第 5 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について

追加日程第 29 議案第 6 号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

追加日程第 30 議案第 7 号 有田川町教育委員会委員の任命について

追加日程第 31 議案第 8 号 有田川町教育委員会委員の任命について

追加日程第 32 議案第 9 号 有田川町教育委員会委員の任命について

追加日程第 33 議案第 10 号 有田川町教育委員会委員の任命について

追加日程第 34 議案第 11 号 有田川町教育委員会委員の任命について

追加日程第 35 議案第 12 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第 36 議案第 13 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第 37 議案第 14 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第 38 議案第 15 号 有田川町公平委員会委員の選任について

追加日程第 39 議案第 16 号 有田川町公平委員会委員の選任について

追加日程第 40 議案第 17 号 有田川町公平委員会委員の選任について

日程第 3 選挙第 3 号 有田周辺広域圏事務組合議会議員の選挙

日程第 4 選挙第 4 号 有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

日程第 5 選挙第 5 号 有田聖苑事務組合議会議員の選挙

日程第 6 選挙第 6 号 有田郡少年センター事務組合議会議員の選挙

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	橋爪弘典	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1番	尾上武男	26番	森谷信哉
----	------	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（19名）

町長	中山正隆	総務課長	須佐見政人
清水行政局長	安井督	消防長	片畑昌宙
企画課長	山崎正行	福祉課長	東敏雄
住民課長	星田仁志	税務課長	赤井康彦
出納室長	浜田文男	情報管理課長	水口克將
建設課長	岩本良憲	産業課長	東信行
地籍調査課長	山田清美	水道課長	嶋崎篤生
下水道課長	中井勇	暫定教育委員	鈴間稔
暫定教育委員	楠木茂	学校教育課長	高垣忠由
社会教育課長	平内竹信		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	亀井三枝子
------	------	----	-------

## 8 議事の経過

開議 9時34分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は26人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

各常任委員会並びに議会運営委員会等の委員会構成を協議するため、暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時35分

再開 10時45分

~~~~~

…………… 日程第1 常任委員会委員の選任 ……………

○議長（亀井次男）

再開します。

日程第1、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

では、指名いたします。

総務文教常任委員会委員に、新家弘君、増谷憲君、田中良知君、湊正剛君、森本明君、林道種君、前〇利夫君、森谷信哉君。

以上8名であります。

次に、産業建設常任委員会委員に殿井堯君、中山進君、尾上武男君、中✓正門君、細東正明君、岡省吾君、横畑龍彦君、浦博善君、大岡憲治君。

以上9名であります。

次に住民福祉常任委員会委員に佐々木裕哲君、楠部重計君、堀江眞智子君、東武史君、坂上東洋士君、西弘義君、亀井次男君、竹本和泰君、橋爪弘典君。

以上9名であります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員については、ただいまのとおり選任することに決定しました。

議長より報告します。

各常任委員長から正副委員長互選による結果の報告がありましたので、その結果について報告いたします。

総務文教常任委員長に新家弘君、副委員長に増谷憲君。

産業建設常任委員長に殿井堯君、副委員長に中山進君。

住民福祉常任委員長に佐々木裕哲君、副委員長に楠部重計君。

以上の方々がそれぞれ各常任委員長、副委員長に決定しました。

以上のとおり報告します。

…………… 日程第2 議会運営委員会委員の選任 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長により指名したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

では、発表します。

議会運営委員会委員に中山進君、楠部重計君、増谷憲君、佐々木裕哲君、殿井堯君、新家弘君。以上6人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員につきましては、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

なお、正副委員長互選による結果の報告がありましたので、その結果について報告します。

議会運営委員会委員長に中山進君、副委員長に楠部重計君と決定しました。

以上のとおり報告します。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
休憩 10時49分

再開 13時06分  
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（亀井次男）

再開します。

先ほど議会運営委員会が開かれました。その経過と結果について、議会運営委員長の報告をお願いします。

議会運営委員長、中山君。

○議会運営委員長（中山 進）

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。

本日、議会運営委員会を開き、日程等について協議いたしました。その結果、日程についてはお手元に配布されている日程表のとおりとしたいと思います。

追加日程第2から追加日程第40までの報告22件と、議案17件については一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会でご審議いただきたいと思っております。

この日程等について、ご賛同賜り円滑な議会運営ができますように議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。以上です。

○議長（亀井次男）

議会運営委員長の報告を終わります。

委員長報告にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、議事を進めます。

本日の議事追加日程につきましては、先程の委員長報告のとおり、お手元に配布のとおりであります。

…………… 追加日程第1 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第1、諸般の報告をします。

町長から本臨時会に提出された議案につきましては、専決処分の承認を求めることについての件のほか39件です。

また、説明員は、町長ほか18名です。

これで諸般の報告を終わります。

これから、議事に入ります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第2から追加日程第40までの39件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

こんにちは。

それでは直ちに提案理由の説明に入らせていただきます。

今議会に提案を申し上げます報告第1号から議案第17号までを一括してご説明を申し上げます。

報告第1号から報告第22号までは、平成18年1月1日有田川町役場機能の立ち上げに際し、欠かすことのできない行政事務の継続のため、条例、暫定予算など多くの専決をさせていただいたので、そのご承認をお願いするものであります。また、議案第1号から議案第17号につきましては、条例の制定、規約の変更に関する協議、人事案件などをご審議いただき、ご承認をお願いするものであります。

まず、報告第1号は、有田川町役場の位置を定める条例ほか198件の条例の制定についてであります。

合併に至るまで、旧3町で進めてまいりました協議に基づき調整させていただいたものは、その調整に沿った形で従来どおり、有田川町として継承していこうというものであります。

報告第2号は、有田川町の指定金融機関の指定についてであります。

指定金融機関につきましては、合併前は旧吉備町及び旧金屋町は、株式会社紀陽銀行を指定しており、旧清水町については、ありだ農業協同組合を指定しており、協議の結果、株式会社紀陽銀行とありだ農業協同組合による3年間の輪番制をとることになりました。ただし、初回の株式会社紀陽銀行につきましては、平成18年1月1日から平成20年の9月30日までの2年9ヵ月となり、以後3年ごとの順番で指定することになります。

報告第3号は、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理及び執行を和歌山県から受託することについてであります。

和歌山県の施設であり、担い手住宅の管理業務を合併以前は旧清水町が受託していましたが、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、本年1月1日から管理事務を和歌山県から有田川町が受託することについて、規約を定めたものであります。

報告第4号は、有田地方介護認定審査会に加入することについてであります。

介護保険制度にかかる介護認定審査会の広域的な運営を行うために、地方自治法の規定に基づき共同設置している有田地方介護認定審査会に有田川町として新たに加入するものでございます。

次に報告第5号から報告第22号までは、平成17年度一般会計と17件の特別会計暫定予算についてであります。

今回の暫定予算は、平成18年1月1日の合併に伴い、平成17年12月31日をもって打ち切り決算した関係上、残る平成17年度の1月から3月までの3ヵ月間につき、旧3町分を合算し、予算編成をいたしました。また、特別会計につきましても、特別会計の目的によって事業が停滞することがないように、残る平成17年の1月から3月までの3ヵ月間について予算編成を行っております。詳細は、課長から説明させますが、私ももちろんであります。担当課長も合併により有田川町として十分把握できていないと思いますから、不十分なところもあろうと思いますが、合併にかかる必要最小限の専決処分であることをご理解いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に議案第1号は、有田川町議会政務調査費の交付に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の規定に基づき、有田川町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めたものであります。

議案第2号は、有田川町地域振興基金条例の制定についてであります。

市町村建設計画に基づき、実施される合併関係市町村及び住民自治組織における地域活力の活性化に資する事業に対し、補助金が交付されることとなりますが、事業を実施するために地域の振興を資することを目的とする基金を造成し、補助金を財源とした積み立てを行う必要があります。今回本条例を制定するものであります。

議案第3号は、和歌山地方税回収機構の設立についてであります。

県内、各市町村単独では処理困難な滞納事案等の移管を受けて、差し押さえ等の滞納処分を前提とした滞納処理の促進を図るため、平成18年4月1日から、県内全市町村を構成団体とする一部事務組合を設立するものであります。

議案第4号は、和歌山県市町村議会議員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてであります。

組合市町村を構成する地方公共団体の合併に伴い、平成18年2月28日をもって伊都郡高野口町、西牟婁郡白浜町及び日置川町が脱退し、新たに3月1日より橋本市及び白浜町が加入するとともに、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、平成17年11月7日に合併した紀の川市、平成18年1月1日に合併した紀美野町及び有田川町が当組合に加入していると、みなされていたところではありますが、この特例は合併の日から起算して6ヵ月とされていることから、紀の川市、紀美野町、有田川町の合併にかかる本規約の所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてであります。

組合市町村を構成する地方公共団体の合併に伴い、平成18年3月1日をもって伊都郡高野口町が橋本市と新設合併、西牟婁郡日置川町が白浜町と新設合併するため、平成18年2月28日をもって組合を脱退し、新たに3月1日より橋本市及び白浜町が加入するとともに、橋本市ほか3ヵ町衛生施設組合の名称変更をするため、本規約の所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、和歌山県市町村職員退職手当事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

組合市町村を構成する地方公共団体の合併に伴い、平成18年2月28日をもって高野口町、日置川町及び大辺路消防組合の3団体が脱退し、新たに3月1日より西牟婁郡白浜町が加入するとともに、すさみ町・日置川町衛生施設組合の1団体の名称を変更するため、本規約の所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

人格が高潔で教育及び文化に関し識見を有する、旧金屋町で教育委員としてご尽力をいただいた鈴間稔氏を有田川町教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、最初に任命される委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第1項の規定により、その定数が5人の場合にあっては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年となっており、委員の任期については町長が定めることになっております。

鈴間氏の任期については、任命された日より3年となります。

議案第8号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

人格が高潔で教育及び文化に関し識見を有する、旧金屋町の教育委員としてご尽力をいただいた毛保敦氏を有田川町教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

毛保敦氏の任期につきましては、任命された日より4年となります。

議案第9号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

人格が高潔で教育及び文化に関し識見を有する、旧清水町教育委員としてご尽力をいただいた二澤和代氏を有田川町教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

二澤和代氏の任期につきましては、任命された日より2年となります。

議案第10号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

人格が高潔で教育及び文化に関し識見を有する、旧吉備町で教育委員としてご尽力をいただいた楠木茂氏を有田川町教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

楠木茂氏の任期につきましては、任命された日より4年となります。

議案第11号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

人格が高潔で教育及び文化に関し識見を有する、旧吉備町で教育委員としてご尽力いただいた平松一彦氏を有田川町教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

平松一彦氏の任期につきましては、任命された日より1年となります。

議案第12号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。

専門的な知識と経験を有する、旧清水町で固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいた中裕清吉氏を有田川町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第13号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。

専門的な知識と経験を有する、旧吉備町で固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいた三木眞澄氏を有田川町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第14号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。

専門的な知識と経験を有する、旧金屋町で固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいた中井理自氏を有田川町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第15号は、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてであります。

人格が高潔で地方自治の本旨及び人事行政に関し識見を有する、旧吉備町で公平委員としてご尽力をいただいた嶋田利男氏を有田川町公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第16号は、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてであります。

人格が高潔で地方自治の本旨及び人事行政に関し識見を有する、旧清水町で公平委員としてご尽力をいただいた松田孝夫氏を有田川町公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第17号は、有田川町公平委員会委員の選任の同意についてであります。

人格が高潔で地方自治の本旨及び人事行政に関し識見を有する、旧金屋町で公平委員としてご尽力をいただいた楠部康弘氏を有田川町公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上で、提案理由の説明を終わります。

補足説明は、報告番号順に説明を求めます。

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

まず、報告第1号の補足説明を申し上げます。

有田川町役場の位置を定める条例ほか198件の条例の制定についてであります。有田川町の町制施行と同時に必要な条例、また従来3町に施行されていたものを引き続いて新たに整備し施行していくため、有田川町条例として整備したものでございます。199件ございます。合併協議におきまして調整されたものはその調整に沿った形で内容を調整いたしておりますし、調整の必要でない条例であっても、この際、条文や字句の整備、また標準的な条例様式に合わせたものなどにより整備したものでございます。皆さんにお配りしていただいております仮例規集として掲載させていただいております。199の条例の通しページを下段に付しております。条例番号の最終が第200号となっておりますが、これは途中第55号が欠番となっているためでございます。全部で199件でございます。

新町発足時で施行が必要な条例につきましては、先日本配りさせていただいております専決処分一覧表なんですけども、それに理由として載せさせていただいております。5つの区分に分けております。

まず1つ目として、法定の必置機関や施設等で、町政の執行上空白期間が許されないものが38件。2つ目といたしまして、町民の権利、利益の保護や権利の制限、義務を課すため空白期間を許されないものが31件。3つ目といたしましては、公の施設、また財産等の設置管理に関するものが90件。4つ目といたしましては、新町の組織や運営、また職員等の勤務条件に関するものが30件。5つ目といたしましては、新町の行政活動を始めるために事前に準備しておく必要があるもの10件でございます。行政運営上必要なものを即時施行として、合計199の条例を専決処分させていただいております。

同時に規則113件、規程等67件もあわせて即時施行しております。

また、即時施行以外ものとしたしましては、新町において保険料や保険税など決定するものなどにつきましては、新たな条例が施行するまでの間は空白期間が許されないの、地方自治法施行令第3条の規定により、従来その地域に施行されていた条例等として暫定的に施行いたしております。

これらの内容を一つ一つ説明させていただきますと、時間が相当になるかと思いますので、個別の説明については省略させていただきます。

以上で、有田川町の役場の位置を定める条例ほか198件の条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

専決処分をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、報告第5号、平成17年度有田川町一般会計暫定予算について、補足説明

を申し上げます。

平成18年1月1日の合併に伴い、平成17年12月31日をもって打ち切り決算した関係上、当初予算、又は補正予算で予算措置をしていた分で執行できなかった分を3町合算して予算を組んでおります。歳入、歳出それぞれ85億7,740万円の予算の計上いたしております。

それでは、歳出から内容の主なものについてご説明申し上げます。

52ページをお開きください。

まず、1款、議会費では26名の議員さんの報酬などに1,763万3,000円を計上いたしております。

その下ですけれども、2款、総務費の一般管理費では、4名の特別職並びに352名の一般職員の給料、職員手当等に4億3,690万8,000円を。

57ページの一番上になるわけなんですけれども、13節委託料では、合併関係業務等委託料に1億144万9,000円を。その下の18節なんですけれども備品購入費では、合併に伴う基幹業務系コンピューター関連備品、また3町電話統合に伴う備品などで、1億7,709万3,000円を。もう一つですけれども、19節、負担金、補助及び交付金では、退職手当事務組合特別負担金に3億260万2,000円を。

続きまして、ちょっと飛ぶわけなんですけれども、69ページをお願いいたします。68ページから69ページにかけてでございます。

ちょうど中ほどの清水庁舎建設事業費に8,252万2,000円を。

飛んでいただきまして、73ページでは、一番下になるわけなんですけれども、去る2月5日に行われました町長及び町議会議員選挙費に、1,769万円を。

次、93ページをお願いします。

93ページのちょうど中ほどになるわけなんですけれども、3款民生費の保育所費では、15節工事請負費で藤並保育所増改築工事費に5億4,025万5,000円を組んでおります。

99ページを、ちょっと下のほうになるわけで、4款衛生費の環境衛生費につきましては、15節工事請負費で清水斎場改修工事費に350万円を。

105ページの中ほどになるんですけれども、し尿処理費では19節負担金、補助及び交付金として、合併処理浄化槽を設置補助金に3,519万3,000円を。その下の上水道施設費の28節繰出金では、上水道企業会計及び簡易水道特別会計繰出金に2億539万9,000円を。

次、111ページをお願いいたします。

6款、農林水産費の農業振興費でございます。19節、負担金、補助及び交付金といたしまして、中山間地域直接支払制度交付金に2億77万9,000円を組んでおります。

115ページをお願いします。その中ほど、農地費15節工事請負費なんですけれども、

西ヶ峯地区農村振興総合整備補助事業費などに2億3,533万7,000円を組んでおります。

119ページをお願いします。その中ほどなんですけども、農業集落排水事業費の28節繰出金に2億1,891万7,000円を組んでおります。

125ページをお願いします。その中ほどなんですけども、林道舗装事業費の15節工事請負費では、清水上湯川線舗装工事費に2,829万3,000円を。それとその下の緑とまちの活力再生事業費といたしまして、間伐材利用促進加工施設工事請負費などに3,421万5,000円を組んでおります。

129ページ、その中ほどの工事請負費なんですけども、商工費の観光費の工事請負費では、しみず温泉館耐震補強工事費に1,647万円を計上いたしております。

133ページをお願いします。133ページの中ほどなんですけども、8款、土木費の道路新設改良費では、工事請負費、また土地購入費、物件補償費などに2億4,984万5,000円を組んでおります。

135ページをお願いします。その中ほどに、河川整備事業費では、鳥尾川の堤防改修工事費などに3,514万円を組んでおります。

そして、その一番下なんですけども、135ページの下から137ページにかけてなんですけども、都市計画総務費では、旧有田鉄道敷を利用して、まちづくり交付金事業として委託料及び土地購入費に1億7,426万3,000円を組んでおります。

139ページをお願いします。ページ中ほどなんですけども、公共下水道事業費では、公共下水道事業及び簡易排水事業特別会計繰出金に9,179万2,000円を組んでます。

141ページ中ほどなんですけども、9款消防費の常備消防費では、56名の消防署職員の給料、また職員手当等に1億1,267万5,000円を組んでおります。

143ページをお願いします。中ほど、非常備消防費では、消防団員の報酬、また退職報償金、備品購入費などに4,850万9,000円を。

次の145ページですけども、ページ中ほどの消防施設費では、防火水槽設置工事費、軽四貨物の積載車の購入、また消火栓の設置工事負担金などに5,026万4,000円を計上いたしております。

147ページの中ほどなんですけども、災害対策費でございます。西八幡地区緊急ヘリコプター離着陸場の整備工事費及び自主防災組織関連備品等に3,978万7,000円を組んでおります。

153ページをお願いいたします。

10款、教育費の通学対策費でございます。スクールバス等運行維持管理委託料などに1,484万円。

157ページをお願いいたします。ちょっと上の方で、学校建設費なんですけども、田殿小学校校舎増改築工事費などに3億995万9,000円を組んでおります。

続きまして、177ページをお願いいたします。

11款、災害復旧費の農地災害復旧費などに947万4,000円を組んでおります。

次、179ページをお願いいたします。179ページの中ほどの公共土木災害復旧工事費などに3,216万6,000円を組んでおります。

179ページの一番下から181ページにかけてなんですけども、12款公債費では、地方債の償還に係る元金及び利子に15億9,667万9,000円を組んでおります。

最後のページ185ページなんですけども、13款諸支出金では、旧清水町借入金の返済金に6億580万2,000円を。

その下の予備費なんですけども、予期できない予算外支出に対応するため、予備費に3,000万円を計上いたしております。

以上が歳出の説明でございます。

次に、歳入についての説明をさせていただきます。

16ページからでございます。

まず1項、町民税で、個人法人合わせて1億9,155万4,000円でございます。それとその下の固定資産税で6,943万1,000円など、町税全体で3億598万7,000円を組んでおります。

18ページをお開きください。ページ中ほどなんですけども、2款で、地方譲与税では所得譲与税で5,198万円を組んでおります。その下の自動車重量譲与税に3,747万8,000円など、合計で1億86万5,000円を組んでおります。

20ページ、21ページをお願いします。20ページの中ほど、6款地方消費税交付金に5,896万1,000円を。その下の8款自動車取得税交付金に4,191万7,000円を。

めくっていただいて22ページ、23ページでございます。22ページの中ほどの10款地方交付税には6億3,132万6,000円を組んでおります。

26ページ、27ページをお開きください。14款、国庫支出金でございます。国庫負担金として、28ページへまわるわけなんですけども、国庫負担金といたしまして、2億2,151万4,000円を。30ページをお開きください。30ページの国庫補助金では、5億1,673万9,000円など総額7億3,927万5,000円となります。32ページの中ほどから県支出金でございます。15款県支出金、県負担金で2億2,565万2,000円を組んでおります。38ページをお願いいたします。38ページの県補助金で13億2,406万5,000円など総額15億6,338万4,000円を組んでおります。

42ページ、43ページをお願いします。18款、繰入金でございます。財政調整基金より基金繰入金9億7,319万1,000円など、総額18億4,286万3,000円を繰り入れております。

46ページをお願いいたします。19款、諸収入の雑入でございます。旧金屋町及び

旧吉備町引継ぎ金として、9億8,000万円など、総額10億4,764万8,000円を組んでおります。

48ページをお願いします。48ページ20款町債でございます。町債では児童福祉債で4億5,810万円、林業債で7億5,420万円など、総額20億5,450万円を計上いたしております。

以上で、歳入歳出それぞれ85億7,740万円を計上いたしております。

専決処分をしてございますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

この後、特別会計につきましても、担当の課長の方から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（亀井次男）

続いて福祉課長、東敏雄君。

○福祉課長（東 敏雄）

それでは日程第7、報告第6号、平成17年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計暫定予算についての補足説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,187万2,000円とするものでございます。それでは内容の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず歳出からご説明いたします。13ページをお開きください。

1款、総務費の5万7,000円は一般管理費の旅費、消耗品などの経費でございます。2款、公債費999万5,000円は償還元金の768万5,000円と償還利息の231万円でございます。3款、諸支出金181万円は減債基金積立金として1,000円、旧吉備町借入金返済の180万9,000円でございます。4款、予備費につきましては、1万円を計上してございます。

以上、歳出合計1,187万2,000円としてございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。2ページをお開きください。

1款、県支出金の224万5,000円の内訳は、特定事業、特定助成事業に係る補助金217万円と償還推進助成事業に係る補助金7万5,000円でございます。2款、財産収入の1,000円は、住宅新築資金等貸付事業減債基金積立金の利子でございます。3款、繰入金の218万4,000円については、減債基金からの繰入金でございます。4款、諸収入の744万2,000円については、住宅新築資金等貸付金元利収入を計上してございます。

以上、歳入総額は、1,187万2,000円としてございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

専決処分をしてございますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

それでは、報告第7号、平成17年度有田川町国民健康保険事業特別会計暫定予算について、補足説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,210万1,000円を計上いたしております。

内容につきましては、12ページからの歳入からお開き願いたいと思います。

1款の国民健康保険税です。一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税です。合わせて2億3,229万2,000円を計上しております。

2款の使用料及び手数料では、督促手数料として17万2,000円を計上し、3款の国庫支出金では療養給付費等負担金で2億1,945万8,000円と次のページの高額医療費共同事業負担金902万4,000円を合わせて、2億2,848万2,000円を計上いたしております。2項の国庫補助金では、財政調整交付金として2億7,078万7,000円を計上しております。

4款の療養給付費交付金につきましては、現年度分と過年度分を合わせて5,953万8,000円を計上しております。

5款の県支出金のうち、1項の県負担金で高額医療費の共同事業負担金として902万4,000円、また2項の県補助金では、財政対策補助金505万8,000円と財政調整交付金1億185万4,000円を合わせて1億691万2,000円を計上しております。

16ページの6款の共同事業交付金につきましては、国保連合会から交付されます高額医療費共同事業交付金として2,350万4,000円を計上しております。

7款の財産収入では、国民健康保険事業基金利子として5万2,000円を計上し、8款の繰入金につきましては、一般会計繰入金として保険基盤安定繰入金や出産育児一時金等繰入金などで5,584万6,000円と、次のページの基金繰入金として国民健康保険事業基金繰入金で2億6,435万9,000円を計上しております。

9款の諸収入では、1項の延滞金、加算金及び過料で25万6,000円を、2項の雑入では、87万7,000円を計上して、歳入合計12億5,210万1,000円を計上しております。

次に、20ページからの歳出でございますが、1款の総務費では、事務費等にかかります所要経費で一般管理費として478万1,000円と国保連合会等への負担金118万7,000円で、1項の総務管理費では計596万8,000円を計上し、2項の徴税費では賦課徴収費として1,295万4,000円と、次のページの3項の運営協議会費として48万1,000円を計上して、1款の総務費では合計1,940万3,000円を計上しております。

次に、2款の保険給付費のうち、1項の療養諸費では一般被保険者及び退職被保険者

の療養給付費と療養費、また審査支払手数料で計4億9,170万7,000円を計上しております。2項の高額療養費では、一般被保険者高額療養費で6,255万7,000円と退職被保険者等高額療養費で1,013万1,000円の計7,268万8,000円を計上いたしております。次のページ24ページの3項移送費では、一般被保険者及び退職被保険者等の移送費で2万4,000円を計上しております。4項の出産育児諸費では一時金として1,650万円、5項の葬祭諸費では葬祭費として399万円を計上し、2款の保険給付費の合計で5億8,490万9,000円を計上しております。

3款の老人保健拠出金では、支払基金へ拠出いたします医療費拠出金及び事務費拠出金を合わせて1億5,785万6,000円を計上しております。

次のページです。

4款の介護納付金については5,785万6,000円を計上し、次の5款の共同事業拠出金では、国保連合会への拠出金3,819万2,000円を計上しております。

6款の保健事業費につきましては、2,353万2,000円を計上しております。

次のページです。

7款の基金積立金で5万2,000円を、8款の公債費では3,000円を計上し、9款の諸支出金では一般被保険者及び退職被保険者への保険税の還付金と国への療養給付金の償還金を合わせて、1,144万8,000円と、旧町の借入金の返済金で3億3,885万円を計上しております。30ページ10款の予備費では、2,000万円を計上し、歳出合計は12億5,210万1,000円としております。

以上で補足説明を終わります。

専決処分をしておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第8号、平成17年度有田川町老人保健事業特別会計暫定予算について補足説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ14億5,548万5,000円を計上いたしております。内容についてご説明申し上げます。

10ページの歳入をお開きください。

1款の支払基金交付金では、社会保険庁の診療報酬支払基金、ここから交付されます医療費の54%分として現年度分の交付金7億3,632万8,000円のほか審査支払手数料交付金等を合わせて、7億4,184万9,000円を計上しております。

2款の国庫支出金では、医療費の30.66%分として3億3,392万円と過年度分を合わせて3億6,833万6,000円を計上しております。

3款の県支出金では、医療費負担金ということで、医療費分の7.66%分の8,156万4,000円と過年度分を合わせて8,156万5,000円を計上しております。

4款の繰入金につきましては、これも医療費の7.66%分の2億6,373万円を計上しております。

次のページの5款諸収入を合計いたしまして、歳入合計14億5,548万5,000円を計上しております。

次に14ページからの歳出でございます。

1款の医療諸費につきましては、診療報酬であります医療給付費で10億3,313万9,000円を、医療支給費で2,582万2,000円を、審査支払委託料で516万3,000円を、高額医療費で2,484万7,000円を計上し、合計10億8,897万1,000円を計上しております。

2款の諸支出金では、償還金、還付金合わせて1万3,000円と旧吉備、金屋、清水町借入金返済金として、計3億6,562万9,000円を計上し、

次のページの3款予備費と合わせて、歳出合計14億5,548万5,000円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

専決処分をさせていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東敏雄君。

○福祉課長（東 敏雄）

日程第10、報告第9号、平成17年度有田川町介護保険事業特別会計暫定予算について補足説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ7億4,432万8,000円を計上してございます。

それでは、内容の主なものについてご説明申し上げます。まず4ページの歳出からご説明申し上げます。

1款、総務費975万4,000円は総務管理費として180万6,000円、徴収費として電話電算委託料などに91万円、介護認定審査会費は認定調査委託料などに699万6,000円、趣旨普及費として4万2,000円を計上してございます。

2款、保険給付費7億725万4,000円は、介護サービス等諸費として6億1,723万7,000円を計上しており、その主なものとしては居宅介護サービス給付費負担金、施設介護サービス給付費負担金などがございます。支援サービス等諸費としては、5,119万4,000円を計上しており、その主なものとして居宅支援サービス給付費負担金、居宅支援住宅改修費負担金、居宅支援サービス計画給付費負担金などがございます。その他諸費114万2,000円は国保連合会などに支払う審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費は670万1,000円を計上してございます。特定入所者介護サービス等費3,098万円は特定入所者介護サービス費負担金と特定

入所者支援サービス費負担金などでございます。

3款、基金積立金3,000円は、介護給付費準備基金の利子の積み立てでございます。

4款、諸支出金2,190万7,000円は介護給付費国庫負担金と介護給付費県負担金の返納金でございます。

5款、予備費として541万円を計上いたしました。以上歳出合計7億4,432万8,000円としてございます。

続きまして、2ページの歳入をご説明申し上げます。

1款、保険料、1億122万1,000円についての主なものは介護保険料として、現年度分特別徴収保険料、現年度分普通徴収保険料などを見込んでございます。

2款、使用料及び手数料については、保険料督促手数料として7,000円を計上してございます。

3款、国庫支出金、1億8,567万5,000円については、国庫負担金の介護給付費負担金1億3,764万2,000円と国庫補助金として調整交付金4,803万3,000円を計上してございます。

4款、支払基金交付金については、介護給付費支払基金交付金として2億1,812万8,000円を計上してございます。

5款、県支出金については、介護給付費負担金として、8,740万8,000円を計上してございます。

6款、財産収入は、財産運用収入として、介護給付費準備基金利子3,000円を計上してございます。

7款、繰入金は一般会計繰入金と基金繰入金合わせて9,633万5,000円を計上いたしております。

8款、諸収入として旧町からの引継ぎ金などで、5,555万1,000円を計上してございます。

以上、歳入合計7億4,432万8,000円でございます。

以上で、補足説明を終わります。

専決処分としてございますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎篤生君。

○水道課長（嶋崎篤生）

報告第10号、平成17年度有田川町簡易水道事業特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。

初めに2ページから3ページの歳入歳出をお願いします。

歳入歳出の総合計は、それぞれ7億6,081万6,000円を計上しております。

それでは、10ページの歳入の方からご説明させていただきます。

歳入の主なものは、第1款第1項水道加入分担金170万1,000円、第2項の負担金966万1,000円。

第2款の水道使用料5,832万円、第3款の国庫補助金1億9,395万円、第5款の一般会計繰入金1億9,592万2,000円、第7款の町債3億120万円で、歳入のほとんどが国庫補助金、町債及び一般会計繰入金となっております。

続きまして14ページ、歳出でございます。

第1款の総務管理費では通常経費として1,548万1,000円を計上しております。

続いて16ページでございます。

第2款、第1項の水道施設管理費、電気計装機械設備及び水道管路の維持管理に伴う経費として、2,997万6,000円を計上しております。次に、第2項の水道施設整備費2億9,021万1,000円を計上しており、これは旧町よりの継続事業であり、その主な内訳は粟生統合簡水事業と五西月北地区簡易水道事業及び金屋地区簡易水道事業急速ろ過機更新工事の3件で、17年度の全体事業費5億2,002万6,000円で、うち未完了分が17年度暫定予算の2億9,021万1,000円となります。なお、五西月北地区簡易水道事業については、本年度完成で4月よりの給水開始予定をしております。

続いて、第3款、第1項の公債費でございます。

これは簡易水道事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債の元利償還金1億2,026万4,000円となっております。

次に20ページ、第4款第2項の旧町借入金返済金、3億200万円でございますが、これは工事請負契約に基づく前払金及び工事費の部分払金の一時借入金でございます。

次に第5款予備費として288万3,000円を計上させていただいております。

以上で、有田川町簡易水道事業特別会計暫定予算のご説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（亀井次男）

下水道課長、中井勇君。

○下水道課長（中井 勇）

それでは日程12、報告第11号、平成17年度有田川町農業集落排水事業特別会計暫定予算について、補足説明申し上げます。なお、この予算は旧吉備町並びに旧金屋町のみでございます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,071万6,000円を計上いたしております。内容につきましては、10ページから歳入からお開き願います。主なものについてご説明させていただきます。

1款の分担金及び負担金では、1項の分担金では52万円、2項の負担金では667

万3,000円を計上させていただいております。

2款の使用料及び手数料では1項の使用料として1,442万6,000円、2項の手数料として17万4,000円を計上させていただいております。

3款の繰入金では、一般会計繰入金として2億1,891万7,000円計上させていただいております。

歳入合計2億4,071万6,000円を計上させていただいております。

次に14ページからの歳出でございますが、1款の総務費では、一般管理、施設管理費として、5,052万2,000円を計上させていただいております。

2款の公債費では元利償還金として、8,879万5,000円を計上させていただいております。

3款、諸支出金では、旧町借入金返済金として、1億89万9,000円を計上させていただいております。なお、歳出合計2億4,071万6,000円を計上させていただいております。

以上で補足説明を終わります。

専決処分しておりますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

それでは続きまして、日程第13、報告第12号は、平成17年度有田川町簡易排水事業特別会計暫定予算について補足説明申し上げます。なお、この予算は旧清水町のみでございます。

本暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ245万4,000円を計上いたしております。内容につきましては、10ページの歳入をお開き願います。主なものについて、ご説明させていただきます。

1款の使用料及び手数料では、下水道使用料として27万9,000円計上させていただいております。

2款の繰入金では、一般会計繰入金として217万4,000円を計上させていただいております。歳入合計245万4,000円でございます。

次に12ページからの歳出でございますが、2款の簡易排水施設費では、施設管理費として70万円計上させていただいております。

3款の公債費では、下水道事業債並びに過疎対策事業債の元利償還金として107万1,000円を計上させていただいております。

次に14ページでございますが、4款の諸支出金では、町借入金返済金として66万円計上させていただいております。

歳出合計245万4,000円計上しております。

以上で補足説明を終わります。

なお専決処分しておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

それでは続きまして、日程第14、報告第13号、平成17年度有田川町浄化槽事業特別会計暫定予算について、補足説明申し上げます。なお、この予算は旧金屋町のみでございます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,324万1,000円を計上いたしております。内容につきましては10ページの歳入からお開き願います。主なものについて、ご説明させていただきます。

1款の分担金及び負担金では、浄化槽整備事業分担金並びに工事負担金として200万1,000円を計上させていただいております。

2款の使用料及び手数料では、61万6,000円を計上させていただいております。

また、3款の国庫補助金では、浄化槽整備事業国庫補助金として747万円を計上させていただいております。

4款の県支出金では、浄化槽整備事業元利償還金助成交付金として、367万5,000円を計上させていただいております。次に12ページをお願いします。

5款の繰入金では、一般会計繰入金として427万9,000円計上いたしております。

6款の町債では、下水道事業債並びに過疎対策事業債として、1,520万円計上させていただいております。

歳入の合計は、3,324万1,000円でございます。

次に14ページからの歳出でございますが、1款の衛生費では、施設管理費、浄化槽整備事業費等として2,763万8,000円を計上させていただいております。

2款の公債費では、下水道事業債償還金として16万8,000円、3款の諸支出金では、町借入金返済金で493万5,000円、16ページ4款の予備費では50万円を計上させていただいております。

歳出合計は、3,324万1,000円でございます。

以上で補足説明を終わります。

専決処分しておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（亀井次男）

産業課長、東信行君。

○産業課長（東 信行）

報告第14号、平成17年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計暫定予算について、補足説明を申し上げます。

歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,102万3,000円とするものでございます。

それでは、12ページ、13ページの歳出面からご説明申し上げます。

1款、総務費、1億989万2,000円は、臨時雇用職員の人件費、講習会等の報

償費、各種消耗品、燃料費、光熱水費、食堂の原材料費、販売用品費などの需用費、広告料等の役務費、委託料は施設設備の維持管理に要する委託料、清掃業務やマッサージ業務の委託料、改修工事に伴う設計管理委託料、使用料及び賃借料として、空気清浄機等の借上料、工事請負費につきましては、温泉施設の改修工事費、それに伴う備品購入費、14ページ、15ページの公課費として入湯税を計上してございます。

2款、予備費、113万1,000円は、予期できなかった予算外支出、また予算超過の支出に充てるため計上いたしました。

次に10ページ、11ページの歳入に戻っていただきまして、1款使用料及び手数料2,292万8,000円は温泉使用料、施設使用料を見込んでございます。

2款、財産収入1,000円は明恵峡温泉基金利子を見込みました。

3款、諸収入2,282万9,000円は、物品、マッサージ、自動販売機、食堂、販売所等の雑入と旧金屋町の引継金を見込みました。4款繰入金6,526万5,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

以上で補足説明を終わります。

専決処分をしておりますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東敏雄君。

○福祉課長（東 敏雄）

日程第16、報告第15号、平成17年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計暫定予算について、補足説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,792万8,000円とするものでございます。それでは歳出からご説明申し上げます。3ページをお開きください。

1款、総務費7,792万8,000円は、特別養護ホーム等運営事業委託料として社会福祉法人しみず会への当施設運営管理委託料を計上してございます。

2款、基金積立金1億円は、特別養護老人ホーム「しみず園」の基金積立金でございます。

以上、歳出合計1億7,792万8,000円としてございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。2ページ、歳入をお開きください。

1款、サービス収入7,792万8,000円の内訳の主なものとしては、介護給付費収入として短期入所生活介護費収入、施設介護サービス費収入など6,449万6,000円。予防給付費収入67万1,000円。利用者自己負担金収入は、短期入所生活介護費や施設介護サービス費等の自己負担金でございまして、520万1,000円、特定入所者介護サービス等費収入756万円でございます。

2款、諸収入として、雑入1億円を計上いたしてございます。以上、歳入総額1億7,792万8,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきますが、専決処分をしてございますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

下水道課長、中井勇君。

○下水道課長（中井 勇）

それでは、日程第17、報告第16号は、平成17年度有田川町公共下水道事業特別会計暫定予算について補足説明申し上げます。なお、この予算は旧吉備町のみでございます。

本暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ13億9,591万8,000円を計上いたしております。内容につきましては、10ページの歳入からお開き願います。主なものについて、ご説明させていただきます。

1款の国庫支出金では、国庫補助金として5億2,950万円と、昨年11月に認定を受けた汚水処理施設整備交付金8,000万円、合わせて6億950万円を計上させていただきます。

2款の繰入金では、一般会計からの繰入金として8,961万8,000円を計上させていただきます。

3款の町債では、下水道事業債として、6億9,680万円を計上させていただきます。

次に12ページからの歳出ですが、1款の公共下水道事業費では測量設計管理委託料、工事請負費、公有財産購入費等として、9億892万6,000円を計上させていただきます。

次に14ページをお開き願います。2款、公債費では、下水道事業債の元利償還金として1,892万5,000円を計上させていただきます。

3款、諸支出金では、旧町借入金返済金として、4億5,079万6,000円を計上させていただきます。

以上、歳出合計は13億9,591万8,000円でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

専決処分しておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（亀井次男）

総務課長、須佐見政人君。

○総務課長（須佐見政人）

それでは、報告第17号、平成17年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計暫定予算についての補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ5万9,000円を計上いたしております。11ページをお開きください。

歳入では、雑入として旧金屋町引継金として5万8,000円を、預金利子として1,000円の5万9,000円を計上いたしております。

次の12ページの歳出でございます。総務管理費といたしまして、管理会委員報酬及び印刷製本費として、5万8,000円を計上し、残額1,000円につきましては、予備費といたしております。

続きまして、報告第18号、平成17年度有田川町粟生財産区会計暫定予算について補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ94万円を計上いたしております。11ページをお開きください。歳入では、雑入として旧清水町引継金として94万円を計上いたしております。

12ページの歳出では、総務管理費といたしまして管理会委員報酬、費用弁償及び食糧費に7万3,000円を計上し、残り残額86万7,000円につきましては予備費といたしております。

続きまして、報告第19号、平成17年度有田川町城山山林財産区会計暫定予算についての補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ173万7,000円を計上いたしております。

11ページをお開きください。歳入では雑入として、旧清水町引継金といたしまして173万7,000円を計上しております。

次に12ページの歳出でございます。総務管理費といたしまして、管理会委員報酬、費用弁償及び食糧費に3万9,000円を計上し、残額169万8,000円につきましては、予備費といたしております。

続きまして、報告第20号、平成17年度有田川町八幡山林財産区会計暫定予算について補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ13万8,000円を計上いたしております。

11ページをお開きください。歳入では、雑入として旧清水町引継金といたしまして13万8,000円を計上いたしております。

12ページの歳出についてでございます。総務管理費といたしまして、管理会委員報酬、費用弁償、食糧費及び委託料に8万4,000円を計上し、残額5万4,000円につきましては、予備費としております。

続きまして、報告第21号、平成17年度有田川町安諦山林財産区会計暫定予算についての補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ11万3,000円を計上いたしております。

11ページをお開きください。歳入では雑入といたしまして、旧清水町引継金といたしまして11万3,000円を計上。

次の12ページの歳出ですけれども、総務管理費といたしまして、委員会委員の報酬、費用弁償及び食糧費に3万6,000円を計上し、残額7万7,000円につきましては予備費といたしております。なお、岩倉山林財産区については旧金屋町で、あと粟生

財産区、城山財産区、八幡財産区、安諦財産区については、旧清水町で予算措置をしていた分でございます。

以上で、5財産区会計についての補足説明を終わります。

専決処分をしておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

それでは、報告第22号、平成17年度有田川町水道事業会計暫定予算について、補足説明申し上げます。

有田川町水道事業は、地方公営企業法で公営企業会計方式となっております。予算は、当年度の損益取引に基づく収益的収入及び支出と翌年度以降の収益に対応する資本的収入及び支出に分けております。

それでは1ページをお願いします。

第1条と第2条は割愛させていただきます。

第3条収益的収入及び支出の部で、まず収入の部、第1款水道事業収益は8,384万5,000円。第1項の営業収益7,884万2,000円で、収入の主なものは水道料金及び量水器使用料でございます。次に第2項営業外収益は500万3,000円で、収入の主なものは新規加入に伴う加入分担金でございます。

続きまして、支出の部。

第2款水道事業費用7,992万8,000円。第1項営業費用は5,709万3,000円となり、費用の主なものは職員給料、動力費、修繕費等の経常経費でございます。次に第2項、営業外費用2,153万5,000円で、政府債と公庫債の企業債利息及び消費税でございます。続いて第3項特別損失30万円を計上しております。これは行方不明、倒産、破産者等の回収不能による欠損金でございます。続いて第4項、予備費。予備費として100万円計上しております。

次に第4条資本的収入及び支出でございます。

まず収入の部、第1款資本的収入は4,479万6,000円で、公共下水道事業に伴う工事負担金でございます。続いて支出の部、第2款資本的支出6,176万円。第1項建設改良費3,976万5,000円で、公共下水道工事の施設外工事費でございます。次に第2項企業債償還金2,199万5,000円。政府債及び公庫債の元金の償還金でございます。続きまして第5条、予定支出の各項の経費の金額の流用。次に第6条一時借入金。第7条議会の議決を経なければならない流用することのできない経費でございます。続いて第8条利益剰余金の処分です。続いて第9条、たな卸資産購入限度額。これらにつきましては、流用及び限度額を定めたものでございます。

また、4ページから8ページは、水道事業会計暫定予算実施計画並びに事業計画、水

道事業会計暫定予算実施計画明細書でございます。お目通しのほど、お願いいたします。

以上で、平成17年度有田川町水道事業会計暫定予算のご説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

ほかに補足説明員の方はおられませんか。

〔なしを確認〕

○議長（亀井次男）

おられないようですので、以上で議案説明を終わります。

全員協議会にて協議のため、暫時休憩いたします。

なお、15分休憩とった後で3階エレベーター前の中会議室にて、全員協議会を行います。また、説明員の方々は、お呼びさせていただいた時は速やかに説明されるよう、待機されるようお願いいたします。

~~~~~

休憩 14時31分

再開 16時46分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

本日の会議は、議事の具合により、あらかじめ延長したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

約1時間10分、6時まで延長したいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

6時まで延長を決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 16時47分

再開 17時12分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

議会運営委員会が開かれておりますので、中山委員長から議会運営委員会の報告をいたします。

○議会運営委員長（中山 進）

ただいま、議会運営委員会を行いました。その結果を申し上げます。

今日、1時間延長していますので、その間に議案の議論をして頂いて、時間が来ればその時点で終わるということにしたいと思います。

そういうことをお願いします。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 17時15分

再開 17時16分

~~~~~

…………… 追加日程第2 報告第1号 ……………

○議長（亀井次男）

再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町役場の位置を定める条例ほか198件の条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、堀江君。

○3番（堀江眞智子）

ごみ袋の件ですけれども、たくさんの女性の声を聞いてきたわけなんですけれども、急に袋の種類が変わったということで、知らない人から話をする中で、やっぱり女性が出しやすように、まあ男性も出しているっていう答えをたくさんいただいているんですけども、出しやすいようにする中で、ごみの減量化なども考えると、そのごみの袋がこういうふうの種類が増えたことには納得がいかないということで、たくさん声を聞きました。

その中で、回収された分、業者から回収された分もたくさんあったと思うんですが、その数はまた後で聞くとしても、町長にお願いしたいことと答弁していただきたいことは、ここで専決でこういう条例が出てますので、この部分で反対すると、ということになってくるんで、あの町長から答えは、これからやっぱり住民の声を聞いて、まだまだこれからここで条例は決めたとしても、もっと女性の中でごみをどんなふうにしたら減らせるんやろうとか、もっと出しやすいようにするんには、毎日のことなんでね、どんなふうにしたらえんやろっていう声を聞いてもらえるような機関を作るなり、まずそういうことをしていただいてから、そういうごみのことについては決めていただきたいということで、町長はどのようにこの先考えていただけるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

堀江さんの質疑にお答えをしたいと思います。

今回ですね、5種類に分けていただく。前は3種類やったんかな。2種類やったんか。それを5種類にということですけど、このごみの問題っていうのは、ごみの問題っていうか、ごみの経費にかかるお金っていうのは、それぞれの地区で今までの旧町でも、堀江議員さんもお承知のとおり、大変なものがあります。ごみの減量化っていうのは、まずね、まずどんなにしたら一番ええかって言えば、これ実は種類を多く分ければ分けるほど、焼却場へ行くごみがですね、減るわけなんです。

四国の高知県上勝町、2,000人足らずの村ですけども、現在約30種類ぐらい分けてると聞いています。これを45種類まで選別するんだと。そしたら、ごみがゼロになるという話を聞いてまして。やっぱり、ごみについては、この焼却する費用というのは、皆さん方からいただく税金でありますんで、ただ単に、出しやすいさけ種類分けていろんなことするというよりか、今後ますます、このごみ問題については、徹底して分別をしていただきたい。それは、やっぱり、もちろん行政の方からも住民の方々にきちんと説明をさせていただいてご協力願う以外にないんですけども、とにかく今後このごみ問題というのは、大きな財政負担になってくると思います。それで、私の考えとしては、できるだけ細分割をさせていただいて、できるだけ焼却場へ行かないでリサイクルにまわせるような方法を考えていきたいと思っております。

とにかく、ごみというのは、皆さんからいただく税金、実は何億円って有田川町でいってるわけなんで、そこらへんも住民の皆さん方にご理解をいただいて、ただ出しやすい方法だからこうせえっていうんやなしに、いかにしてごみにかかる経費が少なく済むかということ、本当にこれから住民の皆さん方と、ご理解をいただきながらですね、もちろん住民の皆さん方の意見も聞かせていただきますけれども、どんなにしたら経費が軽減できるか、焼却場へ行くごみが少なくするかということは、一番大事なことでありますんで、そのためにはですね、今の5種類が10種類になるかもわかりませんし、15種類になるかもわかりませんし、もし15種類になって、焼却場の経費が例えば3分の1になるんであればですね、その方向で行政としてもご理解をいただかなければならないと思っております。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

町長ね、私の言うたことが、やっぱりわかってもらえてないと思うんよ。ごみを誰も分けたくないと思ってない。女性の人は分けたい、分けやなあかんとは思ってるの。だけど、今までやってたものを、ごみの袋が変わって、袋までこれにせなあかんとかね、ストックしておくんも大変やと。ごみを分けることは、それは正しいことよ。もう、認

識してるんです。

それで、やっぱり皆さんの声を聞いてって、今、町長さん言われてるんですから、やっぱりそういうふうにな、行政でも……。今まで2種類だったのに、袋がそんなふうになったと言ってるのは、別に、ごみが増えるとか減るとか、もっと細分化せなあかんっていうことに逆らってるわけじゃないんよ。ビンはビンで今までも分けてたし、缶は缶で一つの袋に入れてたわけやから、入れる袋さえも考えなあかんっていう、毎日のごみ出しに大変な作業がかかってくる。もし、仮に高齢者の方であれば、余計にわからなくなってしまうわけです。そういうことを言ってるだけで、ごみを分けたくないとは言っていないです。

だから、もっとどんなふうにしたら、ごみが減量化されるかっていうのは、行政側だけで考えるのと違って、やっぱり毎日のごみを考えてる人から、アンケートとったりして声を聞くとかね、そういうことをしてもらいたいって私は思ってるんです。そのことについて。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

今回変えたというのはですね、これは何入れる、これは何入れるって、便利やその方法がみんなにわかりやすいと思って変えたわけで、別にまぎらわしいことをするために変えたわけではありません。それで、前の残ってる袋も、そしたらもう絶対使えんかっていえば、そんなことございませんで、残ってる袋はそれに入れて使っていただければ結構です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

報告第1号専決処分承認を求めることについて、有田川町役場の位置を定める条例ほか198件の条例の制定について本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 17時26分

再開 17時28分

~~~~~

…………… 追加日程第3 報告第2号 ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

追加日程第3、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町の指定金融機関の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町の指定金融機関の指定について、本件はこれを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第4 報告第3号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第4、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理及び執行を和歌山県から受託することについてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、緑の雇用担い手住宅の管理に関する事務の管理及び執行を和歌山県から受託することについて、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第5 報告第4号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第5、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、有田地方介護認定審査会に加入することについてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、有田地方介護認定審査会に加入することについて、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第6 報告第5号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第6、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町一般会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町一般会計暫定予算について、本件はこれを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定されました。

…………… 追加日程第7 報告第6号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第7、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計暫定予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第8 報告第7号 ……………

追加日程8、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町国民健康保険事業特別会計暫定予算についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町国民健康保険事業特別会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第9 報告第8号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第9、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町老人保健事業特別会計暫定予算についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町老人保健事業特別会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第10 報告第9号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第10、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町介護保険事業特別会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町介護保険事業特別会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第11 報告第10号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第11、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町簡易水道事業特別会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町簡易水道事業特別会計暫定予算について、本件はこれを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第12 報告第11号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第12、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町農業集落排水事業特別会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町農業集落排水事業特別会計暫定予算について、本件はこれを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定されました。

…………… 追加日程第13 報告第12号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第13、報告第12号専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町簡易排水事業特別会計暫定予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑をなしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第12号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町簡易排水事業特別会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第 1 4 報告第 1 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第 1 4、報告第 1 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 7 年度有田川町浄化槽事業特別会計暫定予算についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第 1 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 7 年度有田川町浄化槽事業特別会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第 1 5 報告第 1 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第 1 5、報告第 1 4 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 7 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第14号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定されました。

…………… 追加日程第16 報告第15号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第16、報告第15号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第15号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計暫定予算について、本件はこれを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定されました。

…………… 追加日程第17 報告第16号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第17、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町公共下水道事業特別会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第16号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町公共下水道事業特別会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第18 報告第17号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第18、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第 19 報告第 18 号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第 19、報告第 18 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度有田川町栗生財産区会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第 18 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度有田川町栗生財産区会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第 20 報告第 19 号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第 20、報告第 19 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度有田川町城山山林財産区会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第19号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町城山山林財産区会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第21 報告第20号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第21、報告第20号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町八幡山林財産区会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

報告第20号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町八幡山林財産区会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 追加日程第22 報告第21号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第22、報告第21号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町安諦山林財産区会計暫定予算についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

採決を行います。

報告第21号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町安諦山林財産区会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定されました。

…………… 追加日程第23 報告第22号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第23、報告第22号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町水道事業会計暫定予算についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。報告第22号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町水道事業会計暫定予算について、本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 17時48分

再開 17時49分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開します。

以上をもって、本日の会議は終了いたしたいと思います。

明日、午後1時から再開いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

~~~~~

延会 17時50分

